

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令の「農林水産大臣が定める基準」は、次のとおりとする。

1 貸付けの対象となる農業者

貸付けの対象となる農業者は、持続性の高い農業生産方式の導入について意欲と能力を有する者であって、当該地域の中核的な農業者であるか、又はそのような者となることが見込まれる者とする。

2 持続性の高い農業生産方式の導入

持続性の高い農業生産方式の導入は、環境と調和のとれた農業生産の確保を目的とし、次に掲げる事項に該当するものでなければならない。

(1) ほ場及び作物に対して化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を原則として使用しない農業又は化学的に合成された農薬の使用回数（土壌消毒剤、除草剤等を含めた散布回数の合計をいう。）若しくは化学的に合成された肥料の使用量が当該地域の同作期において慣行的に行われている農薬の使用回数若しくは使用量に比べ減少させる農業であること。

(2) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則第1条各号に定める技術を用いるものであり、かつ、当該技術による化学的に合成された農薬又は肥料の使用を減少させる効果を十分発揮させるものであること。

3 貸付けの対象となる施設、機械及び資材

貸付けの対象となる施設、機械及び資材は、持続性の高い農業生産方式の導入に必要なものであって、農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入するために必要なものに限るものとする。

4 生産方式の内容

導入を図る生産方式は、次に掲げる事項に該当するものとする。

(1) 生産方式の改善を図るため、作目、技術、生産要素を該当農業者の経営改善にとって最も効果的となるように組み合わせたものであること。

(2) 生産方式の改善は、能率的な技術又は合理的に組み合わせた一連の技術によって行われるものであること。

この場合の「技術の合理的な組み合わせ」の判断に当たっては、資金により導入する施設、機械等だけでなく、当該農業者が既に保有している施設、機械等も含め、これらの施設、機械等による技術の組み合わせを総合的に判断しなければならない。

(3) 当該地域における農作物の生産方式の改善を著しく寄与するものであって、当該地域への普及が期待できるものであること。